

## 天敵農薬の評価について

### 1. 背景・課題

農作物等を害する病虫害の防除のために利用される天敵は、昭和 23 年の農薬取締法（以下「法」という。）制定当初から「農薬」の範疇に含められている。そのうち微生物農薬を除く狭義の天敵農薬については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、「天敵農薬に係る環境影響評価ガイドライン」（平成 11 年 3 月環境庁水質保全局。以下「環境庁ガイドライン」という。）も参照し、審査しているところである。

このような中、平成 30 年の法改正に伴い、農薬取締法施行規則（以下「規則」という。）で農薬の登録申請に際し提出すべき試験成績その他の資料の概要が規定された。また、天敵農薬の周辺の生物に対する影響についても、法第 4 条第 1 項第 11 号に基づく農林水産省・環境省令（以下単に「省令」という。）で登録拒否基準が規定された。

規則において提出すべきとされている試験成績その他の資料及びそれらの詳細を定めた「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）は、ともに化学農薬を念頭に置いたものとなっているため、天敵農薬の登録申請者が提出すべき試験成績等について明確化するとともに、省令で定められる登録拒否基準への該当の有無を審査するための評価法についても今後定める必要がある。

### 2. 対応

天敵農薬の登録申請に際し提出すべき試験成績その他の資料について定めるとともに、当該試験成績等に基づき法第 4 条第 1 項各号への該当の有無に係る審査方法を明らかにすることとしたい。

具体的には、これまで天敵農薬の評価の際に参照されてきた「環境庁ガイドライン」のほか、OECD 等の国際機関で検討されてきた評価法、第 31 回農業資材審議会農薬分科会（令和 4 年 6 月 22 日）、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第 84 回）（令和 4 年 6 月 24 日）に報告された「生物農薬（天敵農薬）の評価の考え方（案）」等を総合的に勘案するものとし、最終的には

- ・ 「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について」
- ・ 「天敵農薬の審査ガイダンス」

として公表することとしたい。

なお、天敵農薬は、定着や標的外生物への悪影響に関する登録後のモニタリングが重要となる。規則第 18 条に基づく報告に組み込むことを念頭に、環境庁ガイドラインを基本にしつつ、諸外国等の事例も参考にして、調査手法及び報告事項を検討することとする。